

令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、野菜等産地の所得向上と産地力の強化を図るため、市町村並びに農業協同組合、営農集団（3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約があるものに限る。以下同じ。）、現に農業を営む法人（以下「農業法人」という。）、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、認定新規就農者（基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）及びその他知事が認めるもの（以下「農協等」という。）が行う野菜等産地力強化支援事業に要する経費並びに農協等が行う当該事業に要する経費につき市町村が補助するのに要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、当該市町村及び農協等に対し、青森県野菜等産地力強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施主体、補助金の額及び採択基準は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 市町村が農協等に補助する場合にあっては、補助金に係る予算議決書の写し（関係部分に限る。）
- (2) 市町村が農協等に補助する場合にあっては、当該市町村の補助金の交付に関する規程等の写し
- (3) 農業協同組合及び営農集団が事業実施主体の場合は、導入する施設、機械、設備等の管理運営規程
- (4) 市町村及び農業協同組合が事業実施主体の場合において、導入した施設、機械、設備等を賃貸する場合は、その賃貸借契約書案
- (5) 位置図(1/10,000～1/50,000の地図に施設の設置場所等を記入すること。)
- (6) 見積書の写し（3者以上から徴取すること。)
- (7) カタログ又は設計書（設計図や見取図でも可。)
- (8) 機械、設備等を導入する場合は、当該機械、設備等の規模決定の根拠となる資料
- (9) 営農集団が事業実施主体の場合は、当該営農集団の規約の写し

- (10) 農業法人が事業実施主体の場合は、当該農業法人の定款の写し
- (11) 認定農業者又は認定新規就農者が事業実施主体の場合は、認定農業者又は認定新規就農者の認定証の写し
- (12) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）又は補助金の交付の決定に係る事業（以下「間接補助事業」という。）について、次に掲げる変更を加える場合において、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
 - ア 事業実施主体の変更（間接補助事業に限る。）
 - イ 事業実施主体における事業費の30%を超える増減
 - ウ 事業実施主体における補助金の増又は30%を超える減
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合又は間接補助事業を行う農協等（以下「間接補助事業者」という。）が間接補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業又は間接補助事業に着手したときは遅滞なく着工届（第3号様式）を、補助事業又は間接補助事業が完了したときは遅滞なく完了届（第3号様式）を知事に提出すること。
- (4) 補助事業若しくは間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和9年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (6) 間接補助事業者に対し、間接補助事業の状況、間接補助事業の経費の収支その他間接補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを令和9年4月1日から5年間保管させること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (8) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の実態を十分把握するように努め、間接補助事業者に対し、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理させるとともに、補助金の交付の目的に従って使用させ、その効率的な運用を図らせること。
- (9) 間接補助事業者に対し、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（第9に規定するものに限る。）を知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用させ、譲渡させ、交換させ、貸付けさせ、又は担保に供させないこと。ただし、第10に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第4号様式）その他関係書類を第10に規定する期間整備保管すること。
- (11) 間接補助事業者に対し、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第4号様式）その他関係書類を第10に規定する期間整備保管させること。
- (12) 補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業又は間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (13) 事業実施年度から5年間、各年度における補助事業の成果について事業成果書（第5号様式）を作成し、事業成果報告書（第6号様式）に添付して、当該各年度の翌年度の4月30日までに知事に提出すること。
- (14) 間接補助事業者に対し、法令、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の命令を遵守させるために必要な条件を付すること。

（申請の取下げの期日）

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第7 補助金の請求は、補助金請求書（第7号様式）の提出により行うものとする。ただし、補助事業者が市町村である場合にあっては、その提出を要しないものとする。

（実績報告）

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年4月15日のいずれか早い期日までに実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 市町村にあっては、検査調書の写し
- (2) 出来高設計書（簡易な施設、機械、設備等の整備に係るものを除く。）
- (3) 財産管理台帳（第4号様式）の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(処分の制限を受ける財産)

第9 規則第19条第4号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の本体取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間)

第10 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。

別表（第2関係）

事業種目	補助対象経費	事業実施主体	補助金の額	採 択 基 準
青森県野菜等産地力強化支援事業	<p>下記の市町村及び農協等が行う事業に要する経費並びに下記の農協等が行う事業に要する経費につき市町村が補助するのに要する経費。</p> <p>ただし、省力化型及び施設園芸型は1経営体当たりの補助金額の上限を合計で300万円とし、高温対策型は補助金額の上限を合計50万円とする。</p>	市町村、農協等		<p>共通事項</p> <p>(1) 補助対象品目は、指定野菜、特定野菜、加工・業務用野菜、花き及び冬の農業の推進品目とする。</p> <p>(2) 施設、機械、設備等の有する能力が利用面積に対して適切な規模であること。</p> <p>(3) 事業実施主体の構成員が稲作を行っている場合には、収穫後に発生する稲わらを土づくりの有効利用すること。</p> <p>ただし、特別な理由がある場合には、3年以内に確実に稲わら利用が見込まれること。</p> <p>(4) 受益となる生産者が目標年度までに生産工程管理又はそれに準じた取組を実践すること。</p>
1 省力化型	<p>植付機、収穫機、管理機、ハウス自動開閉装置、自動かん水装置、その他の労働時間の削減、規模拡大、コスト低減等大幅な省力化のために必要と認められる機械、設備等の導入に係る経費（ただし、1件の本体価格が50万円以上の機械、設備等に限る。）</p>		<p>補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の4分の1に相当する額以内の額</p>	<p>(1) 導入した機械、設備等により該当作業の労働時間を10%以上短縮すること。</p> <p>(2) 地区における野菜、花きの対象作物の作付面積がおおむね露地で3ヘクタール、施設で1ヘクタール以上の産地であること、又は、集約的品目で上記の規模以下でも産地と認められ、3年以内に上記の規模に拡大することが見込まれること。</p>
2 施設園芸型	<p>耐雪型ハウスの導入に係る資材費</p>		<p>補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の4分の1に相当する額以内の額</p>	<p>(1) 施設農業の振興が図られる地域であること。</p> <p>(2) 新たに施設栽培に取り組む場合は、その栽培面積が3アール以上であること。</p> <p>(3) 既に施設栽培に取り組んでいる場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>①ハウスを建替える場合、事業実施前年度の施設栽培面積より120㎡以上拡大すること。</p> <p>②導入するハウスが1棟当たりおおむね330㎡以上であること。</p> <p>③事業実施主体が、産地化と規模拡大に取り組む計画を有する3経営体以上の集団（営農集団）であること。また、当該集団の施設栽培面積の合計が30アール以上であること。</p> <p>④省力化型（ハウスで使用する機械・付帯設備）と同時に導入する場合は、③にかかわらず、事業実施主体が1経営体でも可能とするが、導入後の施設栽培面積が20アール以上であること。</p> <p>(4) 毎年、園芸施設共済事業又は損害保険事業等に加入すること。</p> <p>(5) ハウスの被覆資材は、耐用年数が長い（おおむね5年以上）農業用PO等を使用すること。</p>

事業種目	補助対象経費	事業実施 主体	補助金の額	採 択 基 準
青森県野菜等産地力 強化支援事業		市町村、 農協等		
3 高温対策型	<p>遮光資材、機能性フィルム、循環扇、LED ランプ、その他の品質向上や出荷量の増加を目的とした高温対策に必要と認められる資材、機材等の導入に係る資材費。</p> <p>(ただし、1 件の本体価格が20万円以上の資材、機材等に限る。)</p>		補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)の3分の1に相当する額以内の額	<p>(1) 生産性が向上するものであること。</p> <p>(2) 野菜の場合は出荷量を5パーセント以上、花きの場合は出荷本数を5パーセント以上増加又は秀品率を5ポイント以上増加させること。</p>

第1号様式（第3関係）

番 号
年 月 日

農林水産事務所長 殿

申請者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業費補助金交付申請書

令和8年度において別紙のとおり事業を実施したいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙（第1号様式関係）

1 事業実施年度及び市町村・地区名

- (1) 事業実施年度
- (2) 市町村・地区名

2 実施方針

- (注) 1 市町村及び事業実施地区における近年の農業生産の概要、事業実施の必要性、事業実施目的等について、簡潔に記述すること。なお、市町村振興計画の内容と十分に整合性を保つこと。
- 2 認定農業者及び認定新規就農者は、認定計画書等の内容に沿って、取組の方向性について簡潔に記述すること。

3 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体名

(注) 事業実施主体名は、間接補助事業者名を、市町村を経由しない場合は補助事業者名を記載すること。

(2) 住 所

(3) 認 定 年 度 年度

(4) 事業対象品目別生産状況及び事業量

事業 対象品目	事業実施前年度（○年度） の生産状況（A）		事業実施による生産拡大（B）			目標年度（○年度） の生産状況（A+B）		産地化と規模拡大の考え方
	棟数	面積（a）	棟数	面積（a）	装備内容	棟数	面積（a）	

- (注) 1 「認定年度」は、事業実施主体が、認定農業者、認定就農者及び認定新規就農者の場合に記載すること。
- 2 「目標年度」は、事業実施年度から起算して5年目の年度とすること（以下同じ。）。
- 3 省力化型を実施する場合は、「棟数」の記載を省略することができる。
- 4 省力型及び高温対策型で面積拡大がない場合、「事業実施による生産拡大」の「棟数」と「面積」の記載を省略することができる。
- 5 「産地化と規模拡大の考え方」は、既に施設栽培に取り組んでいる事業実施主体が、施設園芸型を実施する場合に記載すること。

4 事業実施地区の事業対象品目及び作付面積等

区 分		事業対象品目				農用地面積				
					小 計	水 田	普通畑	樹園地	その他	計
事業実施前年度 (○年度)	市町村	a, ha	a, ha	a, ha	a, ha	ha	ha	ha	ha	ha
	地 区									
	受益地									
事業実施年度 (○年度)	市町村									
	地 区									
	受益地									
目標年度 (○年度)	市町村									
	地 区									
	受益地									

- (注) 1 「市町村」の欄は、市町村振興計画の内容と十分に整合性を保つこと。
 2 「地区」の欄は、事業実施主体の施設設置等面積（受益面積）を含む当該地区全域の施設設置等実面積について記載すること。
 3 「受益地」の欄は、受益面積について記載すること。

5 事業実施計画（実績）

(1) 事業内容及び経費の配分

事業種目	受益戸数	事業対象品目	受益面積	事業の内容	設置場所	工種又は施設区分	構造・規格能力等	事業量	予 定 単 価	予 定 事 業 費	負 担 区 分			備 考
											県 費	市町村費	その他	
	戸		a, m ²					m ² 、棟、箇	円	円	円	円	円	消費税等課税対象の有無 有・無
										消費税等 円				
計														

- (注) 1 「事業種目」ごとに目標年度の「受益戸数」及び「受益面積」を記入し、「計」には延べ数ではなく、実数を記入すること。
 2 「予定事業費」の欄には、「事業の内容」ごとに消費税及び地方消費税抜きの額を記入し、消費税及び地方消費税は一括で記入すること。また、実績として使用する場合は「予定単価」及び「予定事業費」の欄の「予定」を取ることに。
 3 「負担区分」の「その他」の欄には、制度資金利用の有無及び利用する場合は資金名と金額を記入すること。
 4 「備考」の欄には、以下について記入すること。
 消費税等課税対象の有無については、課税対象事業者の場合は「有」、課税対象事業者以外の場合は「無」に○をつけること。

(2) 省力化型を実施する場合

機械、設備等導入効果計画

導入機械、設備等	作物名	効果区分	現況(○年)	目標(○年)	増減
		該当作業名	hr/10a	hr/10a	hr/10a (%) 減
			hr/a	hr/a	hr/a (%) 減

- (注) 1 「効果区分」の欄には、「導入機械、設備等」に対応する「該当作業名」を、「植付け」、「収穫」、「調整」等で記載すること。
2 「現況」の欄には当該事業導入前直近の年、「目標」の欄には事業実施年度から起算して5年目の年とすること(以下同じ。)
3 上表に係る算定根拠は、別紙で添付すること。

(3) 施設園芸型を実施する場合

園芸施設共済事業又は損害保険事業等への加入計画

加入事業等の名称	加入年月日	備考
	令和 年 月 日	

(4) 生産出荷計画

区分	品目	延べ作付面積	生産数量	10a 当たり生産数量	出荷数量	秀品率	備考
現況 (○年)		a	t、本	kg、本	t、本	%	
	計						
目標 (○年)							
	計						

- (注) 1 「秀品率」は高温対策型で花きの成果目標とする場合に記入すること。
2 導入予定の機械が関与する生産についての数値を記入すること。

(5) 作付体系目標

区 分	作 付 体 系		
	事業実施 前年度 (○年度)		
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
事業実施 年 度 (○年度)			
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
事業実施 目標年度 (○年度)			
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3

(注) 「作付体系」の欄は、次の記入例に従って当該年度を中心に前年度から又は次年度への越冬状況が分かるように記入し、品目名を付すこと。

○-○：は種期、△-△：定植期、□-□：収穫期、×-×：収穫最盛期 (例 □——— ×-×-□ ほうれんそう)

(6) 出荷計画

区 分	対象品目	出 荷 数 量 (t、本)													うち共同 出荷数量②	共同出荷 割合②/①	出 荷 先
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計①			
現 況 (○年)															t、本	%	
目 標 (○年)																	

(注) 「出荷先」の欄は、○○農業協同組合、○○市場、○○会社等具体的に記入すること。

(7) 稲わら利用計画

稲わら利用計画内容

- (注) 1 稲わらを100%有効利用する方法について簡潔に記載すること。
2 稲わらを100%有効利用することができない場合は、その理由及び今後の利用計画を記載すること。
3 事業実施主体の構成員が稲作を行っていない場合は、記載不要とする。

6 事業完了予定(完了)年月日 令和 年 月 日

7 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金 市町村費 その他	円	円			
計					

(注) 「その他」の欄は、補助事業者が市町村以外の場合に記載する。

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
青森県野菜等産地力 強化支援事業費	円	円			
計					

農林水産事務所長 殿

補助事業者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業
変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）
したいので、令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業費補助金交付要綱第4第1号
（第2号）の規定により、その承認を申請します。

記

- (注) 1 記以下の記載要領は、第1号様式の別紙に準ずること。
2 変更の場合は、「実施方針」を「変更の理由」と書き換えるものとし、変更する部分について変更前を上段に括弧書きとすること。
3 事業の中止又は廃止の場合は、「実施方針」を「中止（廃止）の理由」に書き換えるものとし、その時期とその時点における事業の実施状況を記入すること。
4 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業費補助金交付要綱第4第1号の規定により、その承認を申請します。」を「下記のとおり変更したいので、令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業費補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とすること。

農林水産事務所長 殿

補助事業者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

着工（完了）届

令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業について、下記のとおり着工（完了）したので、令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業費補助金交付要綱第4第3号の規定により提出します。

記

事業実施主体名		
事業の内容		
着工年月日	令和 年 月 日	
完了予定（完了） 年月日	令和 年 月 日	
施工箇所		
施工方法		
事業量		
事業費		
負担区分	県費	
	市町村費	
	その他	
契約業者名		

事業成果書

1 事業実績

区分	事業種目（施設、機械、設備等名）			（ ）									事業対象品目			機械・設備等 導入効果	備考
	戸数			面積			生産数量			出荷数量			秀品率				
	市町村	地区	受益地	市町村	地区	受益地	市町村	地区	受益地	市町村	地区	受益地	市町村	地区	受益地		
事業実施 前年度 (○年度)	戸	戸	戸	a, ha	a, ha	a, ha	t, 千本	t, 千本	t, 千本	t, 千本	t, 千本	t, 千本	%	%	%		
事業実施年度 (○年度)																	
2 年 目 (○年度)																	
3 年 目 (○年度)																	
4 年 目 (○年度)																	
5 年 目 (○年度)																	
目 標 (○年度)																	

(注) 1 作成に当たっては、必要に応じて市町村農林担当課の指導・助言を受けること。

2 「目標」の欄には、当初目標を記載すること。

3 「備考」の欄には、育苗施設にあっては利用期間及び育苗能力を記載すること。

第6号様式（第4関係）

番 号
年 月 日

農林水産事務所長 殿

補助事業者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業成果報告書

令和8年度に実施した青森県野菜等産地力強化支援事業について、令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業費補助金交付要綱第4第13号の規定により、令和 年度の事業成果を報告します。

（注） 事業成果書（第5号様式）を添付すること。

農林水産事務所長 殿

補助事業者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業費補助金請求書

金 円

ただし、令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業費補助金として、上記の金額を請求します。

振 込 先	金融機関名		支店・出張所等	
	口座番号	当座・普通		
	フリガナ 口座名義			

農林水産事務所長 殿

補助事業者 住所
氏名（名称及び代表者氏名）

令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業
完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度青森県野菜等産地力強化支援事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- （注）1 記以下の記載要領は、第1号様式の別紙に準ずること。
2 事業内容等が補助金交付申請書又は事業変更承認申請書の事業内容等と異なる場合は、異なる部分について変更前を上段に括弧書きすること。